

議第 11 号

下呂市禅昌寺歴史資料館条例の一部を改正する条例について

下呂市禅昌寺歴史資料館条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和元年6月3日提出

下呂市長 服部 秀洋

提 案 理 由

下呂市禅昌寺歴史資料館について、郷土資料の保存と活用を図る施設とするため、当該条例の一部を改正するもの。

下呂市禅昌寺歴史資料館条例の一部を改正する条例

下呂市禅昌寺歴史資料館条例（平成16年下呂市条例第170号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前						
<p style="text-align: center;">（設置）</p> <p>第1条 市内の有形文化財を収集保存し、<u>学校教育及び大学等の</u>学術研究の資に供するため下呂市禅昌寺歴史資料館（以下「資料館」という。）を設置する。</p> <p style="text-align: center;">（休館日）</p> <p>第3条 資料館の休館日は、<u>次のとおりとする。</u></p> <p style="margin-left: 20px;">（1） <u>日曜日及び土曜日</u></p> <p style="margin-left: 20px;">（2） <u>国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日</u></p> <p style="margin-left: 20px;">（3） <u>12月16日から翌年の3月14日までの日</u></p> <p>2 （略）</p> <p style="text-align: center;">（開館時間）</p> <p>第4条 資料館の開館時間は、<u>午前9時30分から午後4時までとする。</u></p> <p>2 （略）</p> <p style="text-align: center;">（入館の許可）</p> <p>第5条 資料館に入館する者は<u>事前に教育委員会</u>の許可を受けなければならない。</p>	<p style="text-align: center;">（設置）</p> <p>第1条 市内の有形文化財を収集保存し、<u>一般に公開してその教養を高め、愛郷心をかん養</u>するとともに、<u>学術研究の資に供するため</u>下呂市禅昌寺歴史資料館（以下「資料館」という。）を設置する。</p> <p style="text-align: center;">（休館日）</p> <p>第3条 資料館の休館日は、<u>12月20日から翌年1月20日までとする。</u></p> <p>2 （略）</p> <p style="text-align: center;">（開館時間）</p> <p>第4条 資料館の開館時間は、<u>次の表に掲げるとおりとする。</u></p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="padding: 5px;">期間</th> <th style="padding: 5px;">開館時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 5px;">4月1日から10月31日まで</td> <td style="padding: 5px;">午前9時から午後5時まで</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">11月1日から翌年3月31日まで</td> <td style="padding: 5px;">午前9時から午後4時まで</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 （略）</p> <p style="text-align: center;">（入館の許可）</p> <p>第5条 資料館に入館する者は<u>観覧券の交付</u>を受けなければならない。</p>	期間	開館時間	4月1日から10月31日まで	午前9時から午後5時まで	11月1日から翌年3月31日まで	午前9時から午後4時まで
期間	開館時間						
4月1日から10月31日まで	午前9時から午後5時まで						
11月1日から翌年3月31日まで	午前9時から午後4時まで						

改 正 後	改 正 前												
<p>(入館料)</p> <p>第7条 <u>入館料は無料とする。</u></p>	<p>(入館料)</p> <p>第7条 <u>資料館の展示室に入場する者は、入館料を納めなければならない。</u></p> <p>2 <u>入館料は、別表のとおりとする。</u></p> <p>3 <u>特別に展示される資料を観覧しようとする者は、1人につき1,000円の範囲内で、市長がその都度定める額の特別観覧料を納めなければならない。</u></p> <p>4 <u>市長は公益上特に必要と認める場合には、入館料金を減額し、又は免除することができる。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(入館料の徴収)</u></p> <p>第8条 <u>入館料は、入場の際徴収する。</u></p>												
<p>(損害の賠償)</p> <p>第8条 (略)</p>	<p>(損害の賠償)</p> <p>第9条 (略)</p>												
<p>(委任)</p> <p>第9条 (略)</p>	<p>(委任)</p> <p>第10条 (略)</p>												
	<p>別表 (第7条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">入館料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">一般</td> <td style="text-align: center;">1回につき</td> <td style="text-align: center;">210円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">小・中・高校の児童生徒</td> <td style="text-align: center;">1回につき</td> <td style="text-align: center;">100円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">団体割引</td> <td style="text-align: center;">30人以上</td> <td style="text-align: center;">1割引</td> </tr> </tbody> </table>	区分		入館料	一般	1回につき	210円	小・中・高校の児童生徒	1回につき	100円	団体割引	30人以上	1割引
区分		入館料											
一般	1回につき	210円											
小・中・高校の児童生徒	1回につき	100円											
団体割引	30人以上	1割引											

【参考資料】

下呂市禅昌寺歴史資料館条例の一部を改正する条例要綱

1. 改正理由

下呂市禅昌寺歴史資料館について、郷土資料の保存と活用を図る施設とするため、当該条例の一部を改正するものです。

2. 概要

(1) 目的

下呂市禅昌寺歴史資料館の展示公開を止め、学校教育及び大学等の学術研究目的の利用に供する施設とします。

(第1条関係)

(2) 休館日

冬期に長期休館日を新たに設けます。

(第3条関係)

(3) 開館時間

資料館の開館時間を見直します。

(第4条関係)

(4) 入館料

入館料は無料とします。

(第7条関係)

(5) この条例は、令和元年10月1日から施行します。

(附則関係)